

令和7年7月15日

令和7年第7回玉川村農業委員会会議録

玉 川 村 農 業 委 員 会

令和7年7月15日玉川村就業改善センター農研室において第7回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員 （議席）

(14名)	1番 渡邊 秋男	8番 有賀 昇
	2番 円谷 兼一	9番 鈴木 正志
	3番 曲山 幸男	10番 吉村 明美
	4番 白旗 正彦	11番 仁井田 健
	5番 首藤 憲治	12番 鈴木 正浩
	6番 佐久間 正美	13番 高林 きくみ
	7番 我妻 利夫	14番 車田 覚藏

◎ 欠席委員

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 本日の会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した

13番 高林 きくみ

2番 円谷 兼一

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第18号 農地法第3条（委員会）についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

◎ 事務局（議案第18号番号7～10事務局説明）

◎ 議長 続きまして、番号7の調査員仁井田健委員は、調査報告願います。

◎ 11番委員 議案第18号番号7について調査報告いたします。

7月8日、大竹推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。

借受人は、自宅から近距離の農地ということで営農規模拡大のため、今回借り受けるとのことです。

貸渡人についてはこちらは高齢になったため営農を継続することが困難であり規模縮小のため今回貸渡すこととなったということで当事者間で合意しており特に問題はないと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。

◎ 議長 只今、仁井田委員から調査報告がございましたが、ご質問等ございますか。

（なしの声）

◎ 議長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第18号番号7について可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎ 議長 異議なしと認め、議案18号番号7について可決されました。
次に番号8について調査員の首藤委員は調査報告願います。

- ◎ 5 番 委 員 議案第18号番号8について調査報告いたします。
7月8日、車田会長、溝井推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。
譲受人は、自宅から近距離の農地ということで営農規模拡大のため、今回借り受けるとのことです。
譲渡人については規模縮小のため今回有償にて売り渡すことになったということになりました。
また、現地は一角で耕作されておりますが、ほぼ耕作が行われておりません。加えて、今回の申請については当該地までの進入路の所有者は譲受人であり、譲渡人としては袋小路状態でありました。そのため進入路の所有者である譲受人が買い取るということで当事者間で合意しており特に問題はないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 只今、首藤委員から調査報告がございましたが、ご質問等ございますか。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第18号番号8について可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案18号番号8について可決されました。
次に番号9、10についてを一括して調査員の佐久間委員は調査報告願います。

- ◎ 6 番 委 員 議案第18号番号9・10について一括して調査報告いたします。
7月8日、大竹推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。
借り手は、自宅から近距離の農地ということと、営農規模拡大のため、今回借り受けるとのことです。また借受人は今年4月からの新規就農者であり、青年等就農計画の認定も村より受けております。
番号9の貸し手については規模縮小のためへ貸し出すことになったということで当事者間で合意しており特に問題はないと思われます。
番号10の貸し手の佐久間英崇さんの土地についてはもともと賃借人の義理の父が借りていた土地を賃借人名義で借りなおすということで申請が上げたということです。こちらも当然ですが両者間の合意のもとであり問題ないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 只今、佐久間委員から調査報告がございましたが、ご質問等ございますか。

- ◎ 2 番 委 員 借受人は栽培してるのはキクだったか。

- ◎ 6 番 委 員 キクである。

- ◎ 議 長 その他ご質問等ありますでしょうか。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第18号番号9及び番号10について可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第18号番号9及び番号10は可決されました。
次に議案第18号 農地法第5条（委員会）について事務局より説明をお願いいたします。

- ◎ 事 務 局 (議案第18号番号5～6について事務局説明)

- ◎ 議 長 続きまして、番号5の調査員円谷委員は、調査報告願います。

◎ 2 番 委 員 議案第19号番号5について、調査報告させていただきます。
7月8日、塩澤推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
譲受人は現在居住している家が築50年経過しており、住宅ローンの返済も考慮し、このタイミングで自宅となりの祖父所有の農地への住宅建築を行う運びとなりました。
当該申請地は土地の権利取得、平坦かつ整形な土地であること、当地区内で問題がないこと、300㎡以上の土地であること等の適否判断の結果農地ではありますが、選定されたということです。
申請地は、10ヘクタール未満の農地の広がりである第2種農地であるため、転用が可能であると思われます。
また、雨水については地下浸透及び、南側側溝へ排水し、必要に応じて砂利敷きやコンクリート施行を行います。汚水については合併浄化槽を設置し申請地南側の道路わき側溝へ排水を行うようです。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 只今、円谷委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。

◎ 14 番 委 員 当該地は譲受人の祖父の土地だったのか。

◎ 事 務 局 譲受人の祖父（譲渡人）の土地になる。

◎ 14 番 委 員 これは贈与という形になりますか。

◎ 事 務 局 お金の伴わない所有権移転のため贈与という形になる。

◎ 議 長 その他ご質問等ありますか。

（なしの声）

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第19号番号5について可決されることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第19号番号5は可決されました。
続きまして、番号6の調査員鈴木委員は、調査報告願います。

◎ 12番委員 議案第19号番号6について、調査報告させていただきます。

7月8日、事務局2名とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
借受人は当該申請地の近辺にて太陽光パネル設置工事を予定して、従来ある通路の通路幅では足りない見込みであるため今回申請地の一部を進入路として一時転用することとなったようです。
内容としましては鉄板を申請地へ敷きその上を重機等の進入路として転用するものであります。
当該申請地は現場への進入路に対し並行しているため農地ではありますが、選定されたということです。
申請地は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であるため、転用が可能であると思われます。
また、雨水については自然浸透、排水は発生しないため問題はないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 只今、鈴木委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。

（なしの声）

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第19号番号6について可決されることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第19号番号6は可決されました。
続いて、議案第20号 農地法第5条（知事）についてを事務局より説明をお願いいたします。

◎ 事 務 局 （議案第20号番号7について事務局説明）

◎ 議 長 続きまして、番号7の調査員白旗委員は、調査報告願います。

◎ 4 番 委 員 議案第20号番号7について、調査報告させていただきます。
7月8日、鈴木推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
買受人は当該申請地の太陽光パネル設置の工事を予定しており、当該申請地は日照条件や土地傾斜、建設運営への支障、必要な面積の確保、土地所有者との権利関係等の適否判断の結果農地ではありますが、今回選定されそして転用の候補となったようです。
内容としては土地利用計画図にありますとおりの太陽光パネルの設置になります。
申請地は、農地の広がり10ha以下の第2種農地であるため、転用が可能であると思われる。
また、雨水については自然浸透、排水は発生しないため問題はないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 只今、白旗委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。

◎ 12 番 委 員 現況地目が田であり太陽光パネル設置を行うには非農地化が必要ではないのか。

◎ 事 務 局 農地は第1種、第2種、第3種と区分があり、区分によって農地の転用が可能かどうかが変わる。太陽光パネル設置は農地の転用が必要であり、今回の場所は第2種農地に当たる。この場合、農地の転用は可能であると思われる。

◎ 11 番 委 員 今回の転用はこのままの状況で盛土等せずに行うのか。

◎ 事 務 局 申請書によると、現況のまま行う。

◎ 14 番 委 員 今回は転用の申請だったか

◎ 事 務 局 基本的には4条5条申請は、農地を農地ではない目的として活用するための申請になる。4条が自身の農地を宅地等へ転用する際に使われ、5条が自身以外の土地を買って農地以外の土地に転用するものになるため、所有権移転と転用が同時になされるものである。先ほど、農地の区分について話をしたが、第1種農地は基本的には太陽光は不許可であり、第2種農地であれば、太陽光目的の転用は可能であるが、知事案件であるため県の方の許可も必要になってくるようになる。

◎ 2 番 委 員 村の方の太陽光条例との順番はどうなっているのか。

◎ 事 務 局 順番的には農業委員会の方が先になり、こちらの方で農地転用の見込みがあるということで許可になった際には、村住民課の処理も次の段階に進めるというような形となる。

◎ 議 長 その他ご質問等ありますか。
(なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第20号番号7は可決されました。
本日の議事は以上ですので、その他に入ります。

その他

◎ 議 長 その他番号1について事務局より説明願います。

◎ 事 務 局 1次回総会日程についてですが
日時 令和7年8月15日金曜日 時間が午後1時30分から
場所 玉川村就業改善センター 1階 産就室です。
よろしく願います。

◎ 議 長 只今事務局から説明がありましたが、番号1についてであります。次回農業委員会総会日程については8月15日金曜日の午後1時30分、場所が玉川村就業改善センター1階産就室となりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎ 議 長 ご異議ないようですので、その他番号2について事務局より説明願います。

◎ 事 務 局 役職委員親善スポーツ大会・懇親会についてということで公民館より通知がありましたのでお知らせいたします。こちら2P以降に詳細が記載されております。8月23日土曜日の午後1時50分集合で午後2時より開始となります。内容としましてはカラーリングということで3～4Pに要項と協議の説明を掲載させていただきました。
その後午後5時30分より、マーヴェラス末広にて懇親会が開催されます。会費が4,500円となりますので次回総会か当日までに大柿までお願いいたします。
なお、どうしても参加が難しい方につきましては、7/25までに大柿へお伝えください。懇親会の送迎バスを希望される方につきましても7/25までにお伝えいただければと思います。

◎ 議 長 只今事務局からありましたが、その他番号2についてご意見ございますか。

(特になし)

◎ 議 長 無いようですので、その他番号3について事務局よりお願いします。

◎ 事 務 局 玉川村農業委員会視察研修ということですが、行程を見直しましたので行程表のご確認をお願いいたします。5Pに掲載しております。
次に積立金についてですが、現在1,708,785円合計でございます。こちらからお見舞金等の支出も行っているため、残額50,000円を目安に設定しまして、一人当たり87,000円を研修の旅費として充当したいと思っております。また、不参加の方につきましては後日返金を行います。
次に、2つ目の研修先の提案になりますが、集落営農法人有限会社こんばらという企業はいかがでしょうか、こちら愛媛県今治市の企業で、令和6年度の農林水産大臣賞を受賞している企業になります。企業概要などを6Pから掲載しました。ホームページのURLも載せておりますのでご覧になってください。
また、参考までに1日目と3日目の昼食の場所も資料を載せましたのでご覧になってください。特段意見がありませんようでしたら、いったんこのように進めたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 只今事務局からありましたが、その他番号3についてご意見ございますか。

(なしの声)

◎ 議 長 次にその他4について事務局よりお願いします。

◎ 事 務 局 本日より渡邊委員が新委員として加わりまして、机上に上げさせていただきました名簿より番号の追加をお願いいたします。また農業委員会のグループLINEに加入いただきますので各自追加等行うようにお願いします。
加えて、我々事務局のLINEをまだ追加されていない委員さんがいらっしゃいますので追加をお願いいたします。登録されていない人からのメッセージを受信しない設定になっている方もいると思いますので電話が繋がらなかった際などには文章でご連絡したいと思っておりますので、確実な連絡のためご協力をお願いいたします。なお、操作方法等不明な方はできる限りでの操作のお手伝いはさせていただきますので、申しつけください。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 只今事務局からありましたが、その他番号4についてご意見ございますか。

(なしの声)

◎ 議 長 以上でその他を終了します。

◎ 事 務 局 7閉会 高林職務代理者お願いいたします。
(閉 会)